

# 文化芸術振興ビジョン

平成17年7月

宮 城 県

# 文化芸術振興ビジョン

## 目 次

1	ビジョン策定の考え方	1
(1)	ビジョン策定の趣旨	
(2)	ビジョンの位置付け	
(3)	ビジョン策定の方法	
(4)	ビジョンの期間	
2	文化芸術に対する基本認識	2
(1)	文化芸術の定義	
(2)	文化芸術の意義	
(3)	ビジョンの対象とする文化芸術の範囲	
3	文化芸術振興に関する現状と課題	4
(1)	文化芸術をめぐる現状	
(2)	文化芸術振興に当たっての課題	
4	文化芸術振興に関する施策の大綱	6
(1)	施策展開の基本姿勢	
(2)	施策展開の基本方針	
5	施策の体系	7
(1)	子どもから一人一人の創造性を育む環境づくり	
(2)	文化芸術による地域づくり	
(3)	文化芸術で世界とつながる環境づくり	
6	文化芸術の振興に関し必要な事項	27
(1)	施策展開に当たっての県の責務と役割	
(2)	県の推進体制の整備	
(3)	連携強化のための多様なネットワークづくり	

## 1 ビジョン策定の考え方

### (1) ビジョン策定の趣旨

宮城県文化芸術振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）は、宮城県文化芸術振興条例（平成16年宮城県条例第56号。平成16年7月7日公布。同日施行。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき策定するものであり、「文化芸術の香り高いみやぎ」を目指して、心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針及び総合的に展開すべき施策の方向性を示すものである。

### (2) ビジョンの位置付け

このビジョンは、宮城県総合計画の下に位置付けられる文化芸術振興に関する基本計画であるとともに、平成5年3月に策定された宮城県文化振興ビジョンに替わる新たなビジョンとして位置付けられるものである。

### (3) ビジョン策定の方法

ビジョンの策定に当たっては、条例第4条第3項及び第4項の規定により県民及び宮城県文化芸術振興審議会の意見を聴き、ビジョンの内容に反映させている。

### (4) ビジョンの期間

ビジョンの期間は、平成18年度から平成27年度の10年間とする。

なお、5年程度で中間見直しを行うこととし、文化芸術振興を取り巻く状況の変化により、必要と認められる場合には、ビジョンの変更も想定しながら施策の展開を図ることとする。

## 2 文化芸術に対する基本認識

### (1) 文化芸術の定義

文化とは、広義には人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ育っていく過程で社会から習得していく生活の仕方の総称であり、衣食住をはじめ、技術、学問、芸術、道德等、人間の生活にかかわるすべての物質的・精神的成果を指すものとされている。

さらに、ビジョンにおいては、近年発展著しい創造的な市民活動や、一人一人が創造に取り組む過程を重視し、文化を成果としてばかりではなく、文化を生み出す過程における方法や行動様式も含めて文化と考えることとする。

ビジョンでは、「文化芸術」を文化の中核をなす芸術及びその他の多様な文化を指すものと定義する。

### (2) 文化芸術の意義

文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらすとともに、豊かな人間性を養い、創造力を育むものである。

県は、総合計画において「真に豊かな、安心とゆとりの地域づくり」を目指しているが、経済が持続成長の局面に入り、高齢化が進展する中で、人々が将来に渡って豊かに楽しく生きていくために、文化的な要素は、これからの自治体の施策の方向を定める大きな柱となるものである。

社会的な側面からは、文化芸術が生み出すコミュニケーションは、他者に共感する心を通じて、人と人とを結びつけ、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人々が協働し、共生する地域社会の基盤となるものである。

経済に目を転じて、今日、文化芸術そのものが新たな需要や高い付加価値を生み出し、多くの産業の発展を担う原動力となっており、地域経済の発展に寄与する可能性を持っている。

さらに国際化の流れの中で、文化芸術の交流を通じて、海外の地域と互いの文化芸術を理解し、尊重し、多様性を認め合うことは、相互理解を促進し、

地域の活性化につながるものである。

(3) ビジョンの対象とする文化芸術の範囲

ビジョンは、県の文化環境の特性を考慮し、条例に記載されている分野を基本として以下の分野を対象とする。

イ 芸術（文学，音楽，美術（絵画，彫刻，工芸，書等），写真，演劇，舞踊，メディア芸術（映画，漫画，アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術）その他の芸術）

ロ 芸能（講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。））

ハ 生活文化（茶道，華道，書道，衣食住等に係る生活様式その他の生活文化）

ニ 伝統文化（伝統芸能（神楽，雅楽，能楽，文楽，歌舞伎その他の古来の伝統的な芸能），文化財（建造物，美術工芸品，工芸技術，民俗芸能，史跡，文化的景観等）その他の伝統文化）

ホ 街並み，景観，自然環境，地域産業，祭礼行事等

### 3 文化芸術振興に関する現状と課題

内閣府の実施した「国民生活に関する世論調査」（平成14年6月調査）によると、「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたい」と答えた人の割合は60.7%に達している。この結果が示すように、人々は生活の質を高め、より良き人生を送ることへの関心を高めつつある。

こうした社会背景を受けて、国は、平成13年12月に制定された文化芸術振興基本法の理念の実現を図るため、平成14年12月に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を策定した。

国の基本的な方針は、国民すべてが文化芸術を享受し得るための諸条件を整えるという国の役割を踏まえ、重視すべき方向として、文化芸術に関する教育、国語、文化遺産、文化発信及び文化芸術に関する財政措置及び税制措置の5項目を示している。

これらのことを踏まえ、ビジョンでは文化芸術をめぐる現状と文化芸術振興の課題を下記のとおり認識し、本県の具体的な施策を展開する。

#### (1) 文化芸術をめぐる現状

- イ 県民ニーズの多様化を背景とする県民と行政の協働への期待
- ロ 文化芸術を鑑賞し、創造することを阻む施設面、精神面等の障害の存在
- ハ 文化芸術環境の地域格差
- ニ 子どもが感性を磨く機会の不足
- ホ 地域文化の担い手不足による地域文化喪失の危機
- ヘ 地域の文化資源発掘への期待
- ト 文化芸術産業の発信力不足
- チ 都道府県間の広域連携の進展と地域レベルでの国際化の進展

#### (2) 文化芸術振興に当たっての課題

- イ 県民ニーズの多様化への対応及び市民参画の促進
- ロ 文化芸術をめぐる精神面も含めたバリアフリーの実現

- ハ 地域の文化芸術活動を支える拠点の活性化
- ニ 子どもを心豊かに育むための教育分野との連携
- ホ 文化芸術活動を担う幅広い人材の育成及び確保
- ヘ 「文化力」を生かした地域コミュニティの再生
- ト 地域の文化資源の継承及び産業への活用促進による文化芸術産業の振興
- チ 文化芸術情報の発信及び文化芸術交流の促進

## 4 文化芸術振興に関する施策の大綱

### (1) 施策展開の基本姿勢

県は、施策展開の基本姿勢として条例の基本理念の達成に努め、施策の策定及び推進の各段階において、県民一人一人の自主性及び創造性が尊重され、文化芸術活動を担う人々やその他の県民の意見が反映されるように努めることとする。（条例第2条第1項、第5項関係）

### (2) 施策展開の基本方針

施策の方向を定めるに当たっては、条例の基本理念に基づいて次に掲げる項目を施策展開の基本方針として積極的な施策展開を図り、心豊かな県民生活と活力ある社会を実現する。

#### イ 子どものころから一人一人の創造性を育む環境づくり

県民一人一人の自主性と創造性を尊重する立場から、県民の主体的で多彩な文化芸術活動に対して、既存の文化芸術に限らず、新たに生まれる文化芸術も含めてその保護及び支援に努め、本県の文化芸術の水準向上と裾野の広がり貢献する。（条例第2条第1項関係）また、文化芸術を創造し、享受することが県民の権利であることから、地域的な条件、心身の条件、年齢的な条件等にかかわらずだれもが文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境の整備に努める。（条例第2条第2項関係）

#### ロ 文化芸術による地域づくり

豊かな自然と歴史風土に培われてきた郷土の伝統的な文化芸術を、県民の自信と誇りの源である共通の財産として、その育成、継承、発展を図る。（条例第2条第4項関係）

#### ハ 文化芸術で世界とつながる環境づくり

文化芸術が国内外における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことから、本県の文化芸術に関する情報を、伝統文化から現代文化に至るまで積極的に国内外に向けて発信するなど、文化芸術交流を推進する。（条例第2条第3項関係）



## 5 施策の体系

4(2)に掲げる施策展開の基本方針を踏まえ、次に示す施策を連携させながら積極的に展開する。

### (1) 子どものころから一人一人の創造性を育む環境づくり

県民一人一人が子どものころから文化芸術に親しむことを通してそれぞれの個性や感性を磨き、主体的に文化芸術に取り組む活動を支援するため、県民が文化芸術に触れる機会づくりを図るとともに、文化芸術の担い手を育成する環境づくりに努める。

#### イ 子どもころから文化芸術に触れる機会づくり

家庭や学校、地域等身近な場所での文化芸術の鑑賞・体験を通じて、子どものころからだれもが文化芸術に気軽に触れることができる環境の整備に努め、文化芸術を楽しむ県民層のすそ野を広げる。

##### (イ) 文化芸術鑑賞・体験機会の充実（条例第17条関係）

県内のいずれの地域においても文化芸術を鑑賞することができる環境づくりを目指し、優れた文化芸術の鑑賞機会を提供することで県民の文化芸術を享受する能力を高めるとともに、芸術とのすばらしい出会いの機会を提供することで、「芸術は手が届かない高尚なもの」という意識を変え、県民がだれでも芸術に触れる喜びを自分のものにできるよう努める。

#### a 施策の方向

- (a) 芸術家との出会いの機会の提供により、文化芸術鑑賞及び文化芸術活動への関心を高めていく。
- (b) 子どもころから文化芸術鑑賞の機会及び文化芸術活動の体験機会を多く持てる環境をつくる。また、子どもと大人が共に鑑賞する機会を多く設けることにより、家庭を介して子どもに文化的な環境を提供する。
- (c) 県民各層の文化芸術への関心と、文化芸術活動への意欲を高める

鑑賞機会，体験機会を提供する活動を支援する。

(d) 身近な場所で文化芸術を鑑賞することができる環境をつくる。

b 具体の施策例

具体の施策例	主な担当部局
(a) 子どもに対する文化施設の無料開放の推進	環境生活部，教育庁
(b) 県内各地で県民が気軽に参加できる文化芸術の鑑賞機会及び文化芸術の体験機会の提供	環境生活部，教育庁
(c) 県民が企画する地域に根付いた文化イベントの開催促進と支援	企画部，環境生活部
(d) 展覧会等の巡回事業の実施促進	環境生活部，教育庁
(e) ワークショップ（体験型講習会）等市民参加型の企画や企画への市民参画の促進	環境生活部，教育庁
(f) アウトリーチ等芸術鑑賞の場に足を運ぶことができない層に対する文化芸術の鑑賞機会の提供	環境生活部，教育庁

(四) 文化施設等の充実及び活用（条例第18条関係）

地域の中核的な公立文化施設の整備が進んだとはいうものの，これらの施設は地域にその活動の根を広げる努力の途上であり，文化芸術の拠点は都市部に偏在しているのが実状である。地域格差是正に対する県民の要望は，依然として高いといえる。

公立文化施設に住民の文化芸術活動や文化芸術交流の支援，促進を行うセンター機能が求められる中で，公立文化施設の企画の充実や住民の文化芸術活動への施設開放等，施設の有効活用に対する要望も増えている。

こうした住民の期待にこたえていくために，公立文化施設においては，文化芸術を通して地域社会に貢献するプログラムづくり，その普及を行う人材の育成等，企画力の向上に力を入れる必要がある。

魅力的な鑑賞事業の企画に加えて，地域の文化芸術環境を向上させる

ことを目的として、地域住民との協働を重視した活動を推進する。

a 施策の方向

- (a) 「文化のバリアフリー」という理念の下に文化施設を県民により身近で利用しやすい場所とする。文化芸術に対する精神的なバリアの解消に努める。
- (b) 公立文化施設の企画力の向上とともに、県民との協働企画の推進を図り、県民ニーズに応じた多様な企画を推進する。
- (c) 公立文化施設において、子どもや親子を対象とした企画を充実する。
- (d) 文化施設間の連携を進め、事業の共同化など連携体制を整備する。
- (e) 地域に根ざした個性ある展示企画の促進を図り、多様な創作活動や鑑賞発表の場を拡充する。
- (f) 学校教育と社会教育の連携を図り、施設の効率活用により生涯学習の充実を図る。
- (g) 公立文化施設の機能維持及び向上について定期的な見直しを行う。

b 具体の施策例

具体の施策例	主な担当部局
(a) 県立文化施設の相談窓口等の機能の充実	環境生活部，教育庁
(b) 公立文化施設の機能の充実及びバリアフリーに配慮した設備向上	環境生活部，保健福祉部，教育庁
(c) 美術館，博物館，図書館等の収蔵品等の充実	環境生活部，保健福祉部，教育庁
(d) 芸術家等の参加による企画の推進	環境生活部，教育庁
(e) 公立文化施設職員の専門性に配慮した適正配置及び資質向上を図る研修の充実	環境生活部，教育庁
(f) 地域の企画による子どもの文化芸術活動の推進	環境生活部，教育庁
(g) 公立文化施設のアウトリーチ活動や施設開放の推進	環境生活部，教育庁

(h) 県民会館の施設の機能充実及び企画事業の充実	環境生活部
(i) 公共施設及び民間施設の文化芸術活動への開放推進	環境生活部，土木部
(j) 学校・公民館等の展示施設としての活用	教育庁
(k) 学校，社会教育施設等の文化芸術活動への利用促進と生涯学習の推進	教育庁
(l) 公立文化施設の自主事業強化のための，公立文化施設同士の連携の促進及び宮城県公立文化施設協議会の企画支援機能の向上	環境生活部，教育庁

(ハ) 学校教育における文化芸術活動の充実（条例第10条関係）

学校教育において文化芸術の果たす役割を見直し，次代を担う子どもたちに，学校教育の場を通して，優れた文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに，体験学習の機会の充実を図り，個性や感性，表現力及び創造性を育む環境づくりに努める。

a 施策の方向

- (a) 子どもたちに，学校教育の場を通して，優れた文化芸術を鑑賞する機会を提供する。
- (b) 体験学習の機会を充実し，個性，感性及び創造性を育む環境づくりに努める。
- (c) 子どもの身体感覚及びコミュニケーション能力，さらには他者に共感する心を養うことで，青少年健全育成につながる，演劇や各種の舞踊等の身体表現芸術を学校教育に生かす実践活動を促進する。

b 具体の施策例

具体の施策例	主な担当部局
(a) 学校における優れた文化芸術の鑑賞・体験学習機会の充実	環境生活部，教育庁
(b) 児童と芸術家との交流を含んだ創作活動の機会の提供	環境生活部，教育庁

(c) 学校教育における伝統文化や生活文化への取組の促進	環境生活部，教育庁
(d) 高等学校総合文化祭をはじめ，文化祭などの発表機会の充実	教育庁
(e) 課外活動における文化芸術活動の推進	教育庁
(f) 文化芸術団体や文化芸術施設と教育現場の連携の推進	環境生活部，教育庁
(g) 学校教育における演劇や各種の舞踊等の身体表現芸術を取り入れた実践活動の促進	教育庁

□ 文化芸術活動の担い手の育成

多様な文化芸術を継承し，発展させ，及び創造していくため，芸術家等の育成に加えて，伝統芸能等の伝承者，文化財等の保存技能者，文化施設及び文化芸術団体の管理運営者，企画・管理担当者（アートマネージャー，プログラム・オフィサー），舞台技術者，技能者，学芸員等幅広い人材の育成，確保及び資質向上のための研修の充実を図る必要がある。また，文化におけるバリアフリーの実現を目指して，青少年から高齢者や障害者を含むすべての県民が文化芸術活動に取り組むことができる環境づくりに努める。

(イ) 芸術家，芸術団体の育成（条例第9条，第21条関係）

優れた文化芸術を生み出す土壌を形成するため，次代を担う新進芸術家が活動成果を発表する機会の充実，世界的なレベルの芸術に触れる機会の充実に努める。

a 施策の方向

次代を担う人材の育成及び顕彰の推進等，環境の整備に努める。

b 具体の施策例

具体の施策例	主な担当部局
(a) 芸術創造活動の発表機会の提供と支援	環境生活部，教育庁

(b) 顕彰による新進芸術家等の活動支援

環境生活部，教育庁

(D) 文化芸術活動を支える人材及び団体の育成（条例第9条関係）

文化芸術活動を支える専門的な技術スタッフをはじめ，文化ボランティア，NPO等幅広い人材及び団体の育成を支援する。

a 施策の方向

文化芸術活動を支える幅広い人材及び団体の育成，確保並びに資質向上のための研修の充実に努める。

b 具体の施策例

具体の施策例	主な担当部局
(a) 文化施設や文化芸術団体の管理運営者，企画・管理担当者（アートマネージャー，プログラム・オフィサー），舞台芸術担当職員，学芸員等の養成及び研修	環境生活部，教育庁
(b) 劇場，美術館，博物館，図書館等の文化ボランティアの養成	環境生活部，教育庁
(c) 文化芸術活動に携わる民間団体の支援	環境生活部，教育庁
(d) NPO等県内民間団体との協働による地域に密着した文化企画事業の推進	環境生活部，教育庁
(e) 社団法人宮城県芸術協会，宮城県文化協会連絡協議会，財団法人宮城県文化振興財団等県内に拠点を置く民間文化芸術団体との連携及び支援	環境生活部，教育庁

(H) 青少年の文化芸術活動の充実（条例第11条関係）

次代の文化芸術の担い手となる青少年が，就学前から豊かな人間性を形成し，創造性を育むことができる環境を整備する。

a 施策の方向

(a) 青少年が，文化芸術活動を通して豊かな人間性を形成し，創造性を育むことができる環境を整備する。

(b) 青少年の文化芸術への関心を高め，青少年の文化芸術活動を支援

する。

- (c) 高校，大学等における文化芸術に関する学科の設置等人材養成システムを整備する。
- (d) 青少年の文化芸術活動に対する助成・支援や各種顕彰制度，奨学制度を充実する。
- (e) 子どもの時期における遊びの価値を見直し，子どもが自由に，自主的に遊ぶことのできる場の提供を促進する。
- (f) 文化芸術活動を通じた青少年の健全育成への取組を支援する。

#### b 具体の施策例

具体の施策例	主な担当部局
(a) 公立文化施設における青少年を対象とした企画事業の充実	環境生活部，教育庁
(b) 青少年の読書活動の推進	教育庁
(c) 児童文化の支援活動を行っている団体及びボランティアの育成	環境生活部，保健福祉部
(d) 青少年の文化芸術活動を通じた健全育成事業	環境生活部
(e) 子どもが「わくわくするような，心楽しい思い」を味わえる遊び場づくりの促進	土木部

#### (二) 高齢者，障害者等の文化芸術活動の充実（条例第12条関係）

文化芸術を通してだれもが共に心豊かに暮らす権利を互いに認め合える包括社会を目指して，文化のバリアフリーを広く行き渡らせるための環境整備に努める。

##### a 施策の方向

- (a) 高齢者が文化芸術活動を通して生きがいを見いだすことができる環境を整備する。
- (b) 障害者が文化芸術活動を通して自己実現し，自信と誇りを高めることができる環境を整備する。

(c) 文化施設等において，高齢者，障害者等の利用に配慮した環境を整備する。

b 具体の施策例

具体の施策例	主な担当部局
(a) 文化施設のバリアフリーの推進	環境生活部，保健福祉部
(b) 高齢者，障害者等の文化祭，音楽祭等の発表機会の充実	環境生活部，保健福祉部
(c) 福祉施設等におけるアウトリーチ活動の充実	環境生活部
(d) 高齢者，障害者等の多様な学習意欲の充足を図るための学習機会の提供	保健福祉部，教育庁

八 新たな文化芸術の振興

文化芸術は，人々の自由な創造活動により時代とともに変化し，新しい文化芸術が生まれるが，多様な文化芸術の共存が文化芸術の幅を広げ，人々の創造性を刺激することから，伝統的な文化芸術を支援すると同時に，新たな文化芸術の振興を図る。

多様な主体が多様な文化芸術活動を専門家として，趣味として，教育活動として，あるいは経済活動として展開しているため，文化芸術振興，教育，産業振興等多方面からの支援をしていく必要がある。

(イ) メディア芸術等新興芸術の振興（条例第5条関係）

近年の情報通信技術等の発達に伴い，メディア芸術は，新たな芸術として広く親しまれ，文化芸術の活性化に大きな役割を担うとともに，我が国の文化への海外からの理解や関心を高める媒体ともなっている。

本県の文化芸術の発展の一翼を担うものとして，メディア芸術等，新興芸術の振興を図る。

a 施策の方向

(a) 新たに生まれる芸術の振興に努める。



- (b) 映画，漫画，アニメーション，コンピュータグラフィックス等のメディア芸術の振興に努める。

b 具体の施策例

具体の施策例	主な担当部局
(a) 情報技術の発達や異分野交流等により新たに生まれる文化芸術の振興	企画部，環境生活部
(b) アニメーション等のメディア芸術の担い手育成に対する支援	環境生活部

(2) 文化芸術による地域づくり

都市部への人口流出等による地方の過疎化は全国的な傾向であるが，本県においても，住民の地域への帰属意識の希薄化により地域社会が活力を失っている。これに対し，「そこにしかない生活や文化の価値を生かした地域づくり」を進めることは，地域の評価を高め，人々にコミュニケーションの場を提供する。

内外との文化交流による情報発信や異文化の受容は，地域の活性化につながるものである。

地域の祭礼行事や，地域の文化資源を生かした文化芸術活動を通してコミュニティを再生する取組が各地に広がるよう支援する必要がある。

住民と行政とが目的意識を共有し，連携しながら文化芸術による地域づくりに取り組むこととする。住民参加型の文化芸術活動や，地場産業の活性化，地域の誇りとなる街並みづくり等を通して個性あふれる地域づくりを行う住民や団体への支援に努める。

イ 地域文化の保存と活用

県内各地で，祭礼行事や民俗芸能を担う子ども，青年，伝統産業の後継者等地域文化を継承する担い手が不足している。

さらには，市町村合併が進む中，地域の個性や地域固有の文化が失われるのではないかと心配されている。

人々が住み続けたいと願う文化芸術の香り高い美しいまちを守るためには、行政及び住民が連携して地域の伝統文化や歴史的な街並みを保存し、継承し、及び活用し、個性豊かな地域づくりに力を注ぐ必要がある。

地域ごとに個性のある山の文化，山里の文化，里の文化，海沿いの文化その他の伝統文化や生活文化を掘り起こし，地域戦略としての文化芸術振興施策を推進する。

(イ) 生活文化の保存，継承及び活用（条例第6条関係）

地域の言葉や衣食住その他の生活にかかわる文化は，地域の歴史，風土，産業と密接にかかわりながら継承され，発展してきた貴重な財産であり，郷土の誇りである。

とりわけ，地域に受け継がれている伝統食材や郷土料理等は，スローフード運動と相まって関心を集めている。地域の食文化を守り，これを発展させて産業振興につなげようとする動きも活発化していく。

これらの生活文化を掘り起こし，保存し，継承し，及び活用する住民の取組を支援する。

a 施策の方向

- (a) 世代間交流等を通して地域の生活文化を掘り起こし，継承し，及び発展させることにより，地域の個性と活力を創出する。
- (b) 地域の言葉や衣食住その他の生活にかかわる文化の継承，活用を推進する。

b 具体の施策例

具体の施策例	主な担当部局
(a) 生活文化の振興活動への支援	環境生活部
(b) 地域の食文化継承及び健康づくりのための食習慣普及活動の推進	保健福祉部
(c) 地域の伝統食材を継承し食文化の多様性を守るスローフード運動の支援	環境生活部
(d) 教育現場と連携した食文化の継承	産業経済部，教育庁

(e) 地域の言葉や特色ある地域の生活文化の掘り起こしと継承の促進	環境生活部，教育庁
-----------------------------------	-----------

(D) 伝統文化の保存，継承及び活用（条例第7条関係）

地域の歴史に根ざした祭礼行事，民俗芸能，伝統工芸等の伝統文化や文化財を，将来にわたって確実に継承し，発展させるとともに，県民の歴史，伝統及び文化に対する県民の関心や理解を深め，これらを尊重する態度を育てるために必要な環境整備を図る。

a 施策の方向

- (a) 文化財保護施設において，関連施設とのネットワークの形成及び人材の確保を図り，文化遺産の継承及び活用を図る。
- (b) 伝統文化の発表の場や機会の拡充に取り組む。
- (c) 地域の歴史と伝統を生かし，未来へ継承する伝統文化の後継者を育成する。

b 具体の施策例

具体の施策例	主な担当部局
(a) 文化財保護体制の整備及び充実	教育庁
(b) 文化財の保存及び活用の促進	教育庁
(c) 史跡の公有化及び環境整備の推進	教育庁
(d) 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」による文化遺産の登録推薦の促進及び登録後の文化遺産の適切な保存	教育庁
(e) 県民が文化財を理解し，親しむ機会の充実	教育庁
(f) 伝統文化を継承する人材の育成	環境生活部
(g) 地域の伝統的な行事，祭り等の継承及び復元に対する支援	企画部，環境生活部
(h) 郷土芸能の保存及び継承に対する支援	企画部，環境生活部

(八) 文化芸術に関する産業，文化芸術を生かした観光の振興（条例第 15 条関係）

かつて芸術は限られた人々のものであったが，録音，録画等の技術の進歩により生みだされた複製芸術は，大衆的な文化となって一大市場を形成し，現代では，文化の大衆的消費活動が経済の新たな活性化につながっている。

文化芸術産業においては，一つのサービスの消費が「生活の中に芸術要素を取り入れて自分の生活の質を高めよう」とするさらなる欲求を生み出し，人々の生活様式自体までも変えて新たな需要を生み出す力を持っている。

つまり，文化芸術産業は，将来的に多くの新たなビジネスチャンスを生み出すサイクルを形成し，地域の経済を活性化させる可能性を秘めている重要な産業である。

例えばコンサートが開かれれば，人々はおしゃれをして，レストランで食事をして，CDを買うというように，文化芸術は新たな需要や高い付加価値を生み出し，多くの周辺産業の発展に貢献し経済活動に多大な影響を与える。

本県は優秀な作家を多く輩出するなど，文化的土壌に恵まれているが，これを生かすためにも，県内の文化芸術産業の発信力向上が必要である。

文化芸術に関する製品及びサービスを生み出す産業，文化芸術に関する情報伝達事業及び情報通信事業，文化芸術的な付加価値を有する服飾及び装飾品，文化芸術を生かした観光産業（グリーン・ツーリズム等の体験型滞在旅行等）等の関連産業の振興と発信力の向上に努める。

a 施策の方向

- (a) 文化芸術活動及び文化芸術産業により地域経済の活性化を図る。
- (b) 文化芸術を生かした観光産業の育成及び振興を図る。
- (c) 本県の文化資源及び人材並びに関係団体とのネットワークを活用し，映像，音楽等のコンテンツ産業（映像，音楽，演劇，文芸，写

真，アニメーション及びデジタルコンテンツ（映像・画像・音声・文字・数値情報の属性及びその媒体を問わずデジタル化された情報の中身）の制作，出版等「情報の中身」を作る産業）の振興及び伝統工芸品産業の振興に努める。

- (d) 個人の創造性，技能等を基本とする産業や技術の振興に努める。
- (e) 大学，企業等との連携により，文化に関する新産業の創出のほか，経営面及び技術面での育成支援に努める。

#### b 具体の施策例

具体の施策例	主な担当部局
(a) 民間企業による，地域経済の活性化につながる文化事業の支援	環境生活部，産業経済部
(b) 地域の文化資源を生かした観光産業（グリーン・ツーリズム等の体験型滞在旅行等）の振興	産業経済部
(c) デジタルコンテンツ産業振興のための人材育成等コンテンツ産業の振興	企画部，産業経済部
(d) 伝統工芸品等に関して産業振興の観点から必要な支援措置	産業経済部

#### ロ 地域の文化資源を活用したまちづくり

優れた文化芸術は，美しい自然や街の景観等文化を育むに適した環境から生まれると言われている。本県は，西部の奥羽山脈から中央の里山と平野部，北東部の三陸海岸，南東部の仙台湾海浜に至るまで，変化に富む自然環境に囲まれ，歴史的な街並みや各種の文化的な遺産にも恵まれている。

文化芸術の香り高い美しいまちに住み続けたい，地域の歴史や文化を子どもたちに伝えたいというだれもが持つ願いをかなえるための施策の推進を図る。

##### (イ) 文化的景観の保護，創造（条例第16条関係）

地域に残る歴史的街並みや建造物を生かした景観づくりや，農山漁村風景等の文化的景観の保全と形成の促進，まちのギャラリー化，文化街

区の形成等，文化芸術の香り高いまちづくりの推進に努める。

a 施策の方向

- (a) 建築物及び土木工作物が，周囲の環境と調和するように配慮するとともに，街路，公園等の公共空間では，歴史的文化的風土を活かした利用を促進する。
- (b) 自然に恵まれた農山漁村をさらに魅力ある生活空間にし，都市と農村の交流の拡大を図る。
- (c) 地域の誇りとなる歴史的及び文化的な拠点の形成を促進する。

b 具体の施策例

具体の施策例	主な担当部局
(a) 公共建築物等の建築の際の歴史的建造物，史跡，歴史的街並み等周辺の文化的景観の保護への配慮	産業経済部，土木部
(b) 地域の文化的個性を生かした里山環境の保全及び形成	産業経済部，土木部
(c) 地域の文化的個性を生かした美しいまちづくりの促進	土木部
(d) 公共スペースや公共施設等の文化芸術の発表や作品展示の場としての利用促進	土木部
(e) 地域の歴史的及び文化的な拠点への文化施設等の計画的な配置とその誘導措置	土木部

(ロ) 自然環境との調和への配慮

地域の自然環境の価値を見直し，自然環境との共存を目指す住民の運動を促進し，水と緑の豊かなまちづくりに努める。

a 施策の方向

- (a) 公共の建物等の建築に当たっては，周囲の自然環境との調和に配慮する。
- (b) 豊かな自然環境を保全することにより，自然と調和し，共生する魅力あふれるまちづくりを推進する。

b 具体の施策例

具体の施策例	主な担当部局
(a) 自然環境の保存及び活用	環境生活部
(b) 自然と共生するまちづくりの促進	土木部
(c) 川や水環境，森林・林業教室等の自然体験学習会の開催促進	環境生活部，産業経済部

八 文化芸術活動による地域づくり

地域に根ざした創造的な活動を行っている民間団体及び公立文化施設等における住民参加型の活動を支援し，地域における文化芸術活動の輪を広げるとともに，「みやぎ県民文化創造の祭典」等の県内各地における企画をさらに充実し，県域全体で文化芸術振興の環境を整備する必要がある。

文化芸術活動を県内各地で展開している民間団体，市町村等に対する支援を行う。

(イ) 県民の文化芸術活動を生かした地域づくりの推進

県民に演劇，音楽，民俗芸能等の文化芸術活動の機会を提供して，地域内のつながりを深め，活力のある地域づくりを進めている市民劇団，楽団その他の文化芸術活動を行う民間団体，市町村等に対する支援を行う。

a 施策の方向

(a) 文化芸術活動を生かして地域づくりを進める民間団体に発表の機会を提供する。

(b) 文化芸術活動を生かして地域づくりを進める民間団体，市町村等と積極的に連携し，支援する。

b 具体の施策例

具体の施策例	主な担当部局
--------	--------

(a) みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河），宮城県芸術祭及びみやぎ県民文化祭の開催	環境生活部
(b) 文化芸術活動を生かして地域づくりを進める民間団体，市町村等との連携及びその支援	企画部，環境生活部

(d) 子どもの文化芸術活動を生かした地域づくりの推進

子どもたちに文化芸術活動の機会を提供し，鑑賞，創造活動を通して地域内のつながりを深め，活力のある地域づくりを進めている民間団体，市町村等に対する支援を行う。

a 施策の方向

- (a) 子どもの文化芸術活動を生かして地域づくりを進める民間団体に発表の機会を提供する。
- (b) 子どもの文化芸術活動を生かして地域づくりを進める民間団体，市町村等と積極的に連携し，支援する。

b 具体の施策例

具体の施策例	主な担当部局
(a) みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河），宮城県芸術祭及びみやぎ県民文化祭の開催	環境生活部
(b) 演劇，音楽等子どもの文化芸術活動を生かして地域づくりを進める民間団体，市町村等との連携及び支援	企画部，環境生活部

(3) 文化芸術で世界とつながる環境づくり

本県の文化芸術が国内外から多様な刺激を受けて，新たな創造を加えつつ発展していくための環境づくりに努める。

イ 文化芸術情報を発信する環境づくり（条例第14条関係）

本県の文化芸術が広く認められるためには，県内の多様な文化芸術活動や歴史的・文化的価値のある観光地，文化施設等に関する情報を積極的に収集し，情報通信技術等を活用して国内外に発信する必要がある。



多様な情報ネットワークにより文化芸術情報へ容易にアクセスできるようになるとともに、本県の貴重な文化遺産の収集及び記録のデジタル化等を推進し、本県の文化を国内外へ紹介する機会の充実に努める。

(1) 文化芸術情報の収集，提供及び発信（条例第19条関係）

県民，芸術家，文化ボランティア，文化芸術団体，NPO，市町村等が行う文化芸術活動及び文化芸術活動に対する支援活動を促進するため、文化芸術情報の収集，提供及び発信に努める。

a 施策の方向

- (a) 公共施設や情報技術等の活用により地域の個性的な文化芸術の発信を促進する。
- (b) 文化芸術に関する情報を広く収集及び提供し、県民ニーズの多様化に配慮しながら定期的な情報更新に努める。
- (c) 文化芸術関係者等が国や県の文化芸術振興施策の内容及び各種の情報を把握することができるよう、相談、助言等の窓口機能の充実を図る。
- (d) 文化企画情報の発信においては、特定の情報を求めている人々に広域的に情報提供するとともに、県民の関心を呼び起こすような充実した情報発信に努める。

b 具体の施策例

具体の施策例	主な担当部局
(a) 地場産品，地域の観光施設，グリーン・ツーリズム等に関する観光情報の収集及び提供	産業経済部
(b) 歴史資料の収集及び提供	総務部，教育庁
(c) 県，市町村，民間団体等との情報通信ネットワークの構築，伝統文化の保存等に独自に取り組む団体や市町村等の情報発信の支援	環境生活部，教育庁
(d) 県内各地の文化芸術情報及び観光情報を利用者に分かりやすい形で発信するための部局間連	環境生活部，産業経済部，教育庁

携の促進	
(e) 県内の文化芸術を内外に紹介する機会の充実	環境生活部，教育庁
(f) 作品の点字化等による文化芸術のバリアフリー化の促進及び情報の提供	環境生活部，保健福祉部，教育庁

(四) 情報通信技術の活用の推進（条例第20条関係）

情報通信技術は，文化芸術の創造活動を活性化するだけでなく，創作活動の成果の普及を通じて人と人とをつなぐものである。

文化芸術振興への情報通信技術の活用を積極的に推進し，協働と共生の社会の実現を図る。

a 施策の方向

- (a) 文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため，文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築に努める。
- (b) 県が設置する文化施設等における情報通信技術を活用した展示等を推進する。
- (c) 情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援に努める。
- (d) 県内の文化芸術情報と観光情報が受け手の好みに応じて閲覧でき，県内各地で総合的な文化芸術を楽しむための情報を発信するサイトの構築を推進する。

b 具体の施策例

具体の施策例	主な担当部局
(a) 公立文化施設における情報通信ネットワーク構築の推進	環境生活部，教育庁
(b) 各種文化情報のデジタルデータベース化の推進	環境生活部，産業経済部，教育庁
(c) 情報通信技術を活用した展示の推進	環境生活部，教育庁
(d) 公立文化施設等職員の情報通信技術研修の充実	環境生活部，教育庁

(e) インターネット上で県内の文化芸術情報及び観光情報へのアクセスを容易にするポータルサイトの充実	環境生活部，産業経済部
--	-------------

ロ 文化芸術交流のための環境づくり（条例第13条関係）

国内外との多様な主体による文化芸術交流を促進する環境づくりに努める。

(イ) 国際交流の推進

県内に住む外国人は年々増え，平成16年末には1万6千人を超えており，特に郡部での増加が目立つという統計が出ている。地域において外国人との日常的な文化芸術交流を促進することで相互理解が進み，外国人の暮らしやすい地域づくりが進むとともに，各地域における文化の多様化や再発見につながる。また，地方における国際経済交流も盛んになりつつあることから，国際経済交流が文化芸術交流を促進する効果が期待される。

a 施策の方向

- (a) 国際会議，国際的な文化イベント等を誘致し，及び開催し，国外との交流活動を推進する。
- (b) 県内在住外国人との協働や，地域の受入れ態勢の強化など国際交流を活発にするための環境整備を図る。
- (c) 民間団体，企業等の海外との交流窓口を活用して多面的な交流を促進する。

b 具体の施策例

具体の施策例	主な担当部局
(a) 地域レベルでの国際交流の促進	環境生活部，教育庁
(b) 友好・姉妹交流の充実	環境生活部，教育庁
(c) 県民参加の国際交流を支える団体及びボランティアの活動支援	環境生活部

(d) 語学力の向上等国際化を担う人材の育成	環境生活部，教育庁
(e) 文化団体等の海外派遣及び受け入れの促進	環境生活部，教育庁
(f) 美術館・博物館における国際交流促進	環境生活部，教育庁
(g) 公共施設のローマ字併記，多言語表記化推進等の環境整備	環境生活部，土木部

(四) 国内交流の推進

国民文化祭等全国規模の文化芸術交流の場に加えて，新潟県を含む東北七県と北海道では，県境を越えて文化芸術に関する事業の連携や交流が始まっている。

東北七県及び北海道と連携して文化芸術の交流を更に促進し，文化芸術を通じた県内及び県外の地方公共団体，文化芸術団体等との交流の推進により，地域の文化芸術活動の活性化を図る。

a 施策の方向

- (a) 全国規模の美術展，音楽祭等の文化芸術交流の場への参加を促進する。
- (b) 伝統文化及び地域文化をテーマとする地域間交流を推進する。
- (c) 文化芸術団体等のネットワーク化及び相互交流の推進を図る。

b 具体の施策例

具体の施策例	主な担当部局
(a) 国民文化祭等全国規模の文化芸術交流行事への参加支援	環境生活部，教育庁
(b) 新潟県を含む東北七県と北海道の文化芸術に関する相互交流の促進及び連携による相互の文化芸術の発信	環境生活部，教育庁
(c) 県内の芸術家，ボランティア及び芸術文化団体のネットワーク化及び相互交流の推進	環境生活部
(d) 文化団体等の国内への派遣や受け入れの促進	環境生活部，教育庁

## 6 文化芸術の振興に関し必要な事項

### (1) 施策展開に当たっての県の責務と役割

県は、条例第2条に定める基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。（条例第3条第1項）

施策の推進に当たっては、すべての県民が文化芸術を創造し、享受し、及び発信する権利を平等に持っていることを常に認識し、県民の意見を十分に把握し、文化芸術振興施策に反映させるよう努める。（条例第3条第2項）

市町村との関係においては、地域における文化芸術の振興に果たす市町村の役割の重要性にかんがみ、市町村との連携に努めるとともに、市町村がその地域の特性に応じた文化芸術振興施策を策定し、及び実施するために必要な支援及び調整を行うよう努める。（条例第3条第3項）

県民及び民間団体との関係においては、文化芸術振興施策の効果的な推進を図るため、文化芸術活動を担う個人及び文化芸術活動に関する団体の自主性及び文化芸術活動の多様性に十分な配慮を行いながら、これらの者との連携及びこれらの者に対する支援に努める。（条例第3条第4項）

国及び他の都道府県との関係においては、国及び他の都道府県との連携及び協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努める。（条例第3条第5項）

### (2) 県の推進体制の整備

本県の文化芸術振興施策を積極的に推進するため、総合的な体制の整備を図る。

#### イ 宮城県文化芸術振興審議会

宮城県文化芸術振興審議会（条例第26条により設置）は、文化芸術の振興に関する基本的事項その他必要な事項について審議するとともに、ビジョンの進行管理を行う。

#### ロ 文化芸術振興ビジョン推進本部

文化芸術振興ビジョン推進本部（文化芸術振興ビジョン推進本部設置要

綱に基づき設置)により庁内における情報の共有化, ビジョンの進行管理及び総合的な施策の推進に努める。

## 八 文化振興基金の活用

県及び市町村における文化芸術振興施策の推進のため, 文化振興基金条例(昭和62年宮城県条例第7号)に基づく文化振興基金の有効な活用を図る。(条例第24条)

## 二 県民満足度調査の施策への反映

県は, 県民満足度調査(行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号)第7条により実施)の結果の施策への反映に努める。

### (3) 連携強化のための多様なネットワークづくり

県は, その責務を果たすため, 県民, 文化芸術に係る民間団体, 市町村, 企業, 国, 他の都道府県, 海外等との連携を深め, 協力体制の構築に努める。

#### イ 県民との連携

文化芸術の担い手である県民の文化芸術に関する多様な欲求にこたえるため, 常に県民の声に耳を傾け, 対話することによって, 人間が本来持っている創造力を自由に伸ばすことができる環境を整備する必要がある。

県民の自主的・積極的な文化活動を促進するため, 県民の意見を尊重しながら県民と行政との連携を強化し, 県民と行政との協働企画の推進等パートナーシップに基づいた文化芸術振興の環境づくりを進める。

#### ロ NPO等民間団体に対する支援, 連携

NPO活動等多彩な市民活動が盛んになり, 市民参加型の事業に支持が集まっている。また, 行政主催の事業に参加するだけでなく, 企画の段階から住民が主催者として参画し, 行政と協働するという形が今後ますます広がることが期待されている。

文化芸術活動や地域づくり活動を行う民間の文化芸術団体と連携し, 公立文化施設等を活用しながら, 市民参画型の文化芸術振興事業の企画・運営を促進する必要がある。

県は、県内で文化芸術活動に携わる民間団体の支援に努め、これらの団体が公立文化施設を使用する際の利便性等について配慮する。

県は、民間団体との連携に努め、文化施設の運営への参加、協働企画の推進等、NPO等民間団体の有するノウハウを積極的に生かせる文化芸術振興の推進体制づくりに努める。さらに、連携促進のため、文化施設のネットワーク化、民間団体間のネットワーク構築等の条件整備を図る。

## 八 市町村に対する支援及び連携

県民の自主的・主体的な文化活動を支援するため、市町村の行う文化芸術振興施策に関し、基本的な方針の作成に対する助言その他の支援を行うとともに、市町村と県のパートナーシップによる連携の強化を図り、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進に努める。

## 二 企業との連携

今日の企業は、経済的価値の追求だけでなく、社会の文化的・倫理的価値を重視するようになっており、文化及び倫理への配慮と投資が、長期的に見れば経済組織としての企業を発展させるという認識が定着しつつある。

こうした企業と連携し、企業の文化事業、メセナ活動（文化芸術活動に対して個人又は民間団体等が行う対価を求めない支援活動）、企業の有する文化施設の開放、企業内の文化芸術活動等の促進及び支援に努める。

## ホ 国との連携

国との情報交換を促進し、国の文化芸術施策との連携及び国の各種施策の活用を図る。

## へ 他の都道府県との連携

新潟県を含む東北七県及び北海道等との広域的な文化芸術交流、情報の交換を通じて、相互の文化芸術の活性化を図る。

## ト 海外との連携

友好姉妹関係にある省、州、県等との文化芸術交流、情報の交換を通じ

て、相互の文化芸術の活性化を図る。